

J R 美祢線定期券購入補助金交付要綱

平成 25 年 5 月 13 日

(趣旨)

第 1 号 この要綱は、J R 美祢線の利用促進及び地域の活性化を図るため、J R 美祢線を含んだ区間の定期券を購入する者に対し、その購入費用の一部を補助することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象等)

第 2 条 J R 美祢線利用促進協議会会長（以下「会長」という。）は、J R 美祢線を含んだ区間の通勤定期券（以下「定期券」という。）を購入した者（以下「対象者」という。）に対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助金の交付対象となる定期券は、毎年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間に定期券の有効期間が満了するものとする。

3 補助金の交付対象となる区間は、J R 厚狭駅から J R 長門市駅までの J R 美祢線区間とする。

4 補助金の交付額は、別表に掲げる金額とする。

(交付の申請)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、J R 美祢線定期券購入補助金交付申請書（別記様式第 1 号）に有効期間の満了した定期券（有効期間の満了した日が当該年度のものに限る。）を添えて会長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第 4 条 会長は、前条の補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、J R 美祢線定期券購入補助金交付決定通知書（別記様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 5 条 前条に規定する通知を受けた申請者は、J R 美祢線定期券購入補助金交付請求書（別記様式第 3 号）により会長に補助金を請求するものとする。

(補助金の交付)

第 6 条 会長は、前条の規定による請求があった場合は、その内容を確認の上、申請者に対し補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し又は返還)

第 7 条 会長は、前条に規定する補助金の交付を受けた申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 13 日から施行し、有効期間の開始日が平成 25 年 4 月 1 日以後の定期券について適用する。

附 則（平成 26 年要綱第 1 号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 5 月 13 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後のＪＲ美祢線定期券購入補助金交付要綱の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に購入された定期券から適用し、同日前に購入された定期券については、なお従前の例による。